浜田市自治体生成ＡＩサービス提供業務　仕様書

1 　業務概要

1. 業務名称

浜田市自治体生成ＡＩサービス提供業務

1. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

2 　業務の目的

　生成ＡＩ技術の導入により、事務負担の軽減、生産性の向上を図り、庁内業務の効率化に寄与する。

3 　業務内容

⑴　生成ＡＩサービスの提供

⑵　導入・活用支援

ア　利用開始時の支援

イ　基本操作を中心とした研修を１回以上実施する（オンライン研修も可とする。）。

⑶　ドキュメントの提供

利用マニュアル、研修資料等⑴⑵に関するデータの提供

4 　生成ＡＩサービスの基本仕様

1. 想定する言語モデル

Claude3.5（Anthropic社）、GPT-4（OpenAI社）、Gemini1.5(Google社)に相当する性能、又はそれ以上の性能を持つ大規模言語モデルが利用できること。

なお、本サービスの利用料等を勘案し、サービス提供者が業務に支障がないと考える範囲で性能が劣るモデルを併用するサービスの提供は可とする（提案書に併用方法・範囲などサービスの詳細を記載すること。）。

1. 利用・動作環境

総合行政ネットワーク（LGWAN）環境の業務用パソコンのブラウザ利用（Microsoft Edge又はGoogle Chrome）によりクラウドサービスとして利用できること。

1. ユーザーアカウント

ア　ユーザーアカウント数に制限がないこと。

イ　30人以上の同時接続が可能であること。

1. 利用上限

月に利用可能な文字数（入力文字数及び出力文字数を含む。）はＡＩモデル「GPT-4」以上のモデルにおいて300万文字以上であること。ただし、４⑴のモデルの範囲において、無制限の利用が可能である場合等は評価する。

なお、利用可能文字数が為替レートにより変動する場合は、その変動が合理的と認められる範囲でなければならない。また、利用可能文字数が変動する場合においても、サービスプランの料金に変動が生じないこと。

⑸　管理機能

ア　管理用アカウントが１つ以上作成可能であること。

イ　ユーザーアカウントの新規作成・変更・削除・追加が容易であること。また、その処理を一括で行えること。

ウ　利用履歴（利用アカウント、利用日時、ＡＩモデル、プロンプト内容、回答内容、利用文字数等）を蓄積し、CSVファイル出力等による確認ができること。

⑹　ＲＡＧ機能

ア　浜田市が有するデータを検索拡張生成（以下「ＲＡＧ」という。）機能に取り込み、そのデータを参照した回答出力が可能であること。

イ　複数の独立したＲＡＧを利用できること。

ウ　アップロードしたデータが、浜田市以外から利用・閲覧できないようセキュリティを確保すること。

エ　5以上のＲＡＧが作成できること。

オ　ＲＡＧ機能を利用できるアカウントを管理できること。

カ　アップロードできるファイル容量が、理論上50GB以上であること。

⑺　セキュリティ

ア　入力したプロンプトや回答がＡＩに学習されないこと。

イ　提供する生成ＡＩのデータセンターは国内に所在地を置き、管轄裁判所は日本国内であることが望ましい。

ウ　必要なセキュリティ及び災害対策等の措置が講じられていること。

エ　ウイルス、情報漏えい及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。

オ　以下の認証を受けていることが望ましい。

(ア)　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）

(イ)　情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格（ISO/IEC27001）

(ウ)　クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格（ISO/IEC27017）

⑻　運用サポート

ア　サービスに対する照会や障害・災害時など、浜田市からの問い合わせに対応できること。

イ　操作マニュアル（管理用、一般用）を提供すること。

ウ　生成ＡＩサービスは24時間365日稼働することが望ましい。ただし、メンテナンス等についてはこの限りではないので、浜田市に通知のうえ随時実施すること。

5 　導入及び運用実績

提供するサービスは、過去2年以内に国又は地方公共団体にて10件以上の導入及び運用実績を要するものであること。

6 　留意事項

⑴　受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

⑵　本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。

⑶　受託者は、本市がサービスを利用して締結した契約書等（受託者と本市との間の契約を除く。）に含まれる情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

⑷　本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了又は解除後も同様とし、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

⑸　受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

⑹　この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。